

第5回JAS制度のあり方検討会の議事概要

平成16年3月16日(火) 14:00～
経済産業省別館9階944会議室

1. 委員の出欠

委員18名中15名が出席

※欠席者・・・有馬委員、岩崎委員、大木委員

2. 議事概要

(1) 第4回検討会で委員から出された意見の整理

(資料1「第4回JAS制度のあり方検討会で出された意見」を事務局から説明)

(2) JAS規格制度の今後の展開方向について

(資料2「JAS規格の今後の展開方向について(案)」を事務局から説明)

座 長：まず、「II. JAS規格のコンセプトの明確化」についてはどうか。

委 員：前回の資料と比べると、JASマークのあり方と認定の技術的基準のあり方の部分が落ちている。認定の技術的基準は前回の議論で概ね意見の一致を見たところであるが、JASマークのあり方についてはどこで議論するのか。

事 務 局：JASマークのあり方については中間取りまとめ案の議論の際にあわせてご議論いただきたい。

委 員：名称規制を緩めるのは、企業の立場としては歓迎すべき部分もあるが、国際的なモノの定義の戦いの中で、日本として定義をどの程度強く決めておくのか、国際的にも名称の規制を緩くしていくというスタンスで進めてよいのか、という点は気になる。また、消費者が誤認するかどうかという基準では曖昧な部分が残るので、JAS調査会での議論やQ&Aにより、誤認表示に当たるか否かの判断基準をできるだけ明確にしてほしい。

事 務 局：国際的な場ではJAS規格を拠り所に議論していきたい。C o d e xでは、品質基準も検討の対象となるので、定義のみを定めている品質表示基準ではなくJAS規格を拠り所とするのがむしろ合理的ではないか。誤認表示かどうかの判断基準については、ご提案を踏まえて配慮する。

委 員：林産物のJAS規格は標準規格ということでよいか。

事 務 局：林産物は原材料的な使い方をするものであるから、取引・使用の合理化の観点から標準規格としてJAS規格を作っていくことになる。

委 員：消費者は名称よりも、メーカー名や商品名に関心を持って商品を選択している。また、一般的な製造方法や、標準的な名称について、品目ごとに示すことはできるのか。

事 務 局：全ての飲食料品について名称の標準を定めるまでの必要性があるかは疑問。現在でも個別品表がない品目については、「一般的な名称」という一般的なルールが適用されている。

- 委員：原材料用品目の使用・取引の合理化又はまがい物防止の観点から標準規格を制定し、差別化可能なものについて差別化規格を制定することだが、このように整然と整理できるものなのか。同一品目であっても、原材料である場合も最終製品である場合もあり、また、差別化規格としても複数の切り口からの差別化があり得るのではないか。
- 事務局：J A S規格のコンセプトを明確化するという基本的な考え方をはっきりさせるために整理した。原則として差別化規格を制定することとし、使用・取引の合理化等の観点から必要なものに限って標準規格を制定する。さらに差別化規格と標準規格の両方があるモノについては等級化を検討する。運用上の取扱いはあるとしても、まずは大きな考え方を明確にしておこうということ。
- 委員：消費者の選択の基準という観点から言うと、特徴がはっきりわかるという意味で差別化規格が望ましい。
- 委員：生産情報公表J A Sは、牛トレーサビリティ法で牛の戸籍がわかるようになっているのに加え、飼料や動物用医薬品といった消費者が知りたい情報がわかるようになっている。標準を守るというのは当然のことだが、それにプラスで差別化規格を定めるのは望ましいことである。
- 委員：差別化規格というのは、かつては標準化された製品を奨励していたが、今後は差別化された製品を奨励するという意味か。差別化というが、一直線の上下関係ではなく、様々な方向の立体的な差別化があり得るのではないか。
- 事務局：基本的には自由経済の中で、どのような製品を作り、自己の製品を差別化するかは事業者の判断で行うことである。その中で、一つのパターンの差別化が定着してきた場合に、それを公的な規格として示すことは消費者・事業者双方にとって意味のあることではないか。また、「良いもの」「悪いもの」を一直線に分けるのではなく、同じ品目でも複数の方向の立体的な差別化規格があって良いと考えている。
- 座長：食文化を継承するには、「何が本来のハムか」といった昔の作り方を残していく必要がある。そういう意味でも差別化規格はあって良い。
- 委員：差別化規格の内容は理解するが、やはり「差別化」という言葉遣いに問題がある。何かほかに良い言葉はないものか。また、差別化規格に当てはまる商品だから価格に転嫁するということでは良くない。消費者は、有機や生産情報公表J A Sのように、より安心が確保される規格を歓迎するのではないか。
- 委員：資料にある「相当程度の差別化」とはどの程度か。また、個別の規格における差別化の切り口もこの場で議論するのか。
- 事務局：メリット表示の対象となりうるものであるか否かが一つの基準となる。具体的な規格の内容については、品目ごとにJ A S調査会において議論される。
- 委員：企業が目線から言えば、お金をかけて差別化したのだから、それを価格に反映し、消費者にも応分の負担を求めるとするのが一般的ではないか。
- 座長代理：標準品についてもJ A Sが残り、その上で差別化規格ができることになれば、どのような点で差別化されているのか消費者には分かりにくいのではないか。
- 事務局：原則として標準規格とするのではなく、原則として差別化規格を制定すると

の考え方である。ただし、取引の合理化やまがい物防止の観点から標準規格が残る場合もある。差別化された商品にはJ A Sマークと併せて特長をアピールする表示を推奨したい。

座 長：現状でも、菓子にはほとんどJ A S規格がないが、高品質のものは存在する。現在ある規格についても必要性を検討し、菓子のように規格がなくても問題ないということであれば、規格の数は少なくなっていくのではないか。また、まがい物と言うが、それが一種の新製品である場合もある。特定J A S以外のJ A Sについては、消費者のためになっているのかどうか、標準規格として残すかどうかを検討することとなる。

委 員：コンセプトは理解するが、やはり「差別化」という言葉が良くない。「特色」とか「こだわり」といった言葉もあるのではないか。ところで、有機J A S規格は差別化規格なのか。

事 務 局：そうだ。

委 員：標準規格と差別化規格で同じマークを使うと分からなくなるので、マークを替えるべきではないか。

座長代理：マークが沢山できると、J A Sの内容がかえって分かりにくくなるおそれがある。

事 務 局：いただいたご意見を踏まえて中間取りまとめ案を作成したい。マークについては、その際に改めてご議論いただければと思う。

委 員：差別化として、どのような切り口があるのかよく分からないので、この場で賛否を判断することが難しい。今後の議論はどのように進めるのか。

事 務 局：一連の議論は相互に関連している。便宜的にトピックごとに検討していただいているが、今回で全て決定というわけではない。次々回くらいに全体を俯瞰できる資料をお示しするつもりであるが、その際に改めてご議論いただきたい。この検討会で議論していただきたいのは、基本的なコンセプトである。個別の規格はJ A S調査会等において別途個別に議論を行う。

座 長：規格による最低限の品質確保といった時代は過ぎて、差別化規格へ重点を移していくという全体的な方向性としては、概ね議論の一致を見たのではないか。

（資料2のうち、「Ⅲ. 新たな社会ニーズに対応したJ A S規格」を事務局から説明）

座 長：まず、「Ⅲ-1. 表示とリンクしたJ A S規格」についてはどうか。

委 員：本来表示は真正に行うべきであり、認証されていなければ内容が正しくない、と受け取られかねないのは問題である。

表示の真正性を担保する規格は、コンプライアンス体制の認証となるが、それは現在J I SやI S Oでも横断的に議論されている。環境J A S、シルバーJ A Sも含め、他制度における取り組みとの調整が必要であり、棲み分けの考え方を整理すべきである。

また、消費者の不安もあるだろうが、必ずしも国家規格とする必要はなく、I S Oのような民間規格を後押しすべきではないか。

委 員：同感。本当は第三者が確認しなくても業者自身がきちんと表示していくよう

にすべきである。次々と新たなJ A Sを制定していくと際限がなくなるおそれがあり、第三者認証は本当に必要なものに絞って用いるべき。

委員：消費者は大企業の表示ですら信用できない状況にあり、表示の真正性を保証する規格は、将来的には不要になるのが理想であるが、現段階では必要性があるのではないか。また、制度としては難しいかもしれないが、運用として、任意表示事項の真正性だけでなく、義務表示事項の真正性までチェックすることはできないか。

委員：表示の内容は一義的に企業自らが責任を持つべきである。第三者認証制度があると、マークがなければ不真正な表示のように思われるということで、実質的に規制強化になるのではないか。有機のように認証マークが付いていなければ表示できないという義務的な制度はありうるが、任意表示と第三者認証の混在は混乱を招くのではないか。

事務局：生産情報公表J A S規格という完全に任意の制度もあり、一定の評価を受けている。このような現状を鑑みて、食品等の成分、性能といった品質の基準だけでなく、表示の基準のみを内容とする規格も枠組みとして必要ではないか、という点についてご検討いただきたい。消費者への情報提供という観点から、品質の基準がなく、表示の基準のみという現行の制度では対応できない規格が可能となるよう制度的に手当をしてはどうか、という趣旨である。

委員：いたずらに色々なJ A S規格を増やすのはどうかと思うが、一方で、わずかではあっても不正な表示を行っている事業者は存在しており、正確な表示をすべく頑張っている人を応援する意味では表示認証の制度も必要かと思う。

委員：表示の真正性の認証はコンプライアンス体制を認証する仕組みとなる。このような制度を設ける意味は、表示の真正性の確保に加え、その背後にある企業内部のコンプライアンスのための組織・体制を整備する手助けとなることにある。

また、個々の物資のハード面の規格というより、ソフト面を対象とした規格として、今の段階では重要性があるのではないか。

社会的なコストも考慮する必要があるが、一概には言えないが、以上のような意味はあると思う。

座長：品質基準がない表示基準のみの規格を制定できるような枠組みとすることについてはよいのではないか。

委員：表示内容の認証となると、従業員の理解度や運用システムも含め、行程全体を見なければ検査できないことから、検査の観点からはトレーサビリティと同様のものとなる。表示の認証を行うJ A Sと生産情報公表J A Sとの違いは何か。

事務局：生産情報公表J A Sは、使用した飼料や動物用医薬品といった生産方法とリンクするものであり、生産方法と無関係なものは規格にできない。今回の提案は、例えば使用した原材料の原産地まで対応できるように、表示の基準のみの規格を設けられる仕組みとしてはどうかという趣旨である。なお、認定の技術的基準としては、生産情報公表J A Sと同様のものとなるかもしれない。

- 座 長：認証を得ることを条件に義務表示事項の一部を省略することを可能にするという提案についてはどうか。
- 委 員：基本的に賛成だが、これは表示 J A S と相互に補い合う性格のものと理解してよいか。
- 事 務 局：根底にある考え方は共通で、正確な表示がなされる体制になっているか、ということである。
- 委 員：よく考えると、加工食品については、出荷時点で情報を公表していなければならない生産情報公表 J A S よりも、表示の認証を行う J A S の方が適当な仕組みだと思われる。
- 座 長：「Ⅲ－２．流通の方法に関する J A S 規格」「Ⅲ－３．その他のアイデア」についてはどうか。
- 委 員：流通 J A S は、消費者がお金を支払ってもよいという仕組みができるかどうかに尽きる。
- 委 員：流通段階で不正が起きた例もあり、流通段階が明らかになるのは、消費者に歓迎される。また、シルバー J A S は、他制度との関係で多少の困難があっても、消費者にとって安心・安全が確保できるものとなれば、新装開店の目玉になると思う。
- 委 員：シルバー J A S については否定的に書かれているが必要だ。味、栄養だけでなく、噛みやすさ、飲み込みやすさ、そして包装の開けやすさ等も含め、ひとつの分野として高齢者用の食品の規格があればよいと思う。
- 座 長：卵は常温でも保存できるが、低温管理すれば常温管理と比べて長持ちするとともに、品質が良くなる。このように流通段階の管理によって品質が変わってくる例はないだろうか。
- 委 員：例えば生鮮野菜・果実では、産直もあるが、多くは市場流通しており、コールドチェーンが未完成の部分があることから、簡単には適用できないのではないか。
- 委 員：流通 J A S は、生産情報公表 J A S とセットでトレーサビリティ J A S として完成させればよいと思う。ただし、あまりに J A S の種類が増えると混乱する面もあり、現在ある J A S 規格が消費者に浸透した後に検討すべき課題ではないか。
- 座長代理：低温流通を管理するのは、トラック輸送時の温度計測が必要になる等、技術的に難しい面があり、時期尚早ではないか。また、シルバー J A S というと介護食品のイメージがあるが、そこまでいかなくとも、少し軟らかいほうが食べやすいというものがあると思う。今すぐでなくとも、いずれ検討してほしい。
- 委 員：流通 J A S は、長いフードチェーンの中で誰の責任でマークを付けるのかが明確でない。
- 委 員：流通過程がよく分からない不安があるのは確かであるが、安易に新しいタイプの J A S 規格とマークを増やしていくと、マークだらけになって分かりにくくなる。流通 J A S に新しいマークを付けていくとすれば、消費者に馴染むま

で時間がかかるのではないか。

委員：民間が検査しても、うそをつかれても分からず、流通J A Sは検査が大変ではないかと感じる。むしろ行政の抜き打ち検査のほうが有効ではないか。

事務局：有機J A Sや生産情報公表J A Sは生産行程を管理する者が格付を行うこととしており、流通J A Sも、流通業者であっても、販売業者であっても、流通行程を管理できる者が格付を行う。

行政としては、有機J A Sをはじめ監視を強化しているところであり、流通J A Sが制定された場合も厳しく対処していく。

委員：シルバー、環境をはじめ、差別化規格を立体的に広げていき、J A Sマークが増えたと、かえって混乱するおそれがある。

委員：これらの新たなJ A Sについては、総論の先の段階で整理して欲しい。ある程度グループ化されるのか、ターゲットの違いによって分類されるのか、まだ具体的に見えていない。

委員：衣食住のうち、住についての多様化、高度化が進んだことから、ペットや観賞植物の標準があり得ると思い、前回提案したが、差別化規格が原則ということから考えると、差別化規格を作るのは難しいかと感じている。

だが、環境J A Sについては、今後のあるべき姿を示す意味で国家規格を定める意義があるのではないか。製造時のエネルギー源、容器包装、廃液処理等の観点から、今すぐに必要かどうかはさておき、検討を行う必要はあるのではないか。

座長：品質基準とリンクしないソフト面のJ A S規格ができれば、環境J A Sもできないことはないのではないか。

事務局：表示の基準のみのJ A S規格でさえ物資についての規格であり、物資を作る者についての規格を定めるのは、J A S制度の目的からは難しい。現状においてそのような規格を作る必要があるのか。一方、既存の規格であっても、例えば有機J A Sは環境の観点を含んでおり、個々の物資の品質に着目したものであれば、現行でも制定が可能である。

(資料2のうち、「IV. J A S規格の制定・見直しの基準への反映」を事務局から説明)

座長：まず最後の「他制度との連携」については問題ないのではないか。従来でもなぜそうならなかったのかと思われる内容だ。

その他の部分についてはどうか。

委員：品目横断的な規格というのは、林産物の場合、どのようなものが想定されるのか。

事務局：例えば、シックハウス対策の観点から、木質建材のホルムアルデヒド放散量の規格などは、考え方としてはありうるのではないか。

委員：小売販売額100億円という基準が例示されているが、林産物は食品と比べて消費量が多くないことから、食品と林産物は区別して扱ってほしい。

座長：特に異論はないようなので、この方向で中間とりまとめ案を作成していただき、中間取りまとめ案の検討の際に改めて議論したい。

委員：補足として、表現で気になった点があった。資料２の流通の方法に関する規格の所で、「混入ゼロ」等のゼロトレランスを推奨するような表現があったが、完全にゼロと言うことはあり得ないのであり、言葉遣いとしていかがなものか。

座長：最後に、今後の日程と議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局：次回は４月１６日（金）１０時より、日本郵政公社本社２階共用会議室Ａ～Ｄで開催する予定である。議題については、座長と相談の上、追ってご連絡するが、今までにご議論いただいた事項以外のＪＡＳ制度の課題として、①登録外国認定機関の審査におけるの同等性審査の扱い、②食品表示の監視業務の実効性を高めるための措置について、ご議論いただければと考えている。

（以上）

（本議事概要については、今後一部修正が入る場合があります。）